

川口コミュニティ推進協議会 組織図

協議会は、川口地域住民の自主的かつ主体的な活動を通して、地域住民の相互交流と連携を深め、住民一人ひとりが充実した人生を送ることができるよう、住民による地域課題の解決を支援しながら、住みよい地域社会づくりを推進します。(協議会規約より)

コミュニティ運営委員会

小宮山正久（川口町商工会）、阿部 和真（学識経験者）、丸山強一郎（総代会）、山森 瑞江（地域委員）、佐藤 正樹（総代会）、横田 守（公民館分館）、森山 雅義（公民館分館）、佐藤 正明（スポーツ協会）、本間 和也（社会福祉協議会川口支所）、宮 幸雄（NPO法人くらしサポート越後川口）、黒島 幹夫（健康・福祉・子育て支援部会長）、星野 信一（文化・スポーツ部会長）、関 達夫（まちづくり部会長）、間野 光晴（コミセンセンター長）

【役割】○事業計画、収支予算決算、運営方針の協議・決定 ○運営に関する助言 ○役員・委員の選任

役員会

会 長 小宮山正久
副会長 阿部 和真
副会長 丸山強一郎
部会長 黒島 幹夫
星野 信一
関 達夫
コミセンセンター長
間野 光晴

事務局

間野 光晴
関 勝人
綱 裕子

広報委員会

横田 守
渡辺 聡子
星野瑠枝子
覚張 裕香

会計監査

佐藤 正樹
宮 幸雄

知恵を集めて、
川口コミュニティの
活性化につなげます。

専門部会

健康・福祉・子育て支援部会

健康増進や地域福祉の増進、
子育てに関する事業の企画運営

部会長/地域委員 黒島 幹夫
副部会長/社会福祉協議会 川口支所
鈴木 幸子
給食ボランティア 大淵澄美子
母子保健推進員 広井 紀子
食生活改善推進委員 真島 文子
ふれジョブ長岡かわぐち 渡辺 聡子
川口地区民生委員児童委員協議会
桜井 正子

文化・スポーツ部会

生涯学習やスポーツ、文化歴史
に関する事業の企画運営

部会長/kawarock 星野 信一
副部会長/スポーツ推進委員
渡辺智恵子
歴史民俗資料館解説担当 桜井 兵治
スポーツ協会 小林 悠希
和太鼓チーム川躍鼓 星野瑠枝子
コーラス川口 山田 君枝
コーラス川口 保科 裕子
スポーツ推進委員 星野志津代
部会推薦 関 和司子
部会推薦 関 俊彦

まちづくり部会

集落や各種団体との連携、
防犯や交通安全、環境美化に
関する事業

部会長/商工会青年部、川口観光協会
関 達夫
副部会長/消防団川口方面隊 内藤 和明
NPO法人くらしサポート越後川口 覚張 裕香
川口地区交通安全協会 関 武司
越後かわぐち游川の会 岡村 真人
商工会青年部 喜多村考志
竹田元気づくり会議 砂川祐次郎
川口地区防犯協会 丸山 健一
部会推薦 阿部麻衣子
部会推薦 宮 未尋
部会推薦 喜多村 茜



令和3年度 推進協議会事業

新型コロナウイルスの感染状況により、事業の開催時期の延期や中止があります。
詳しくは、イベントの案内チラシでご確認ください。

本体事業（協議会全体事業）

- 東京フィルコミュニティコンサート 5月28日（金）→ コロナ感染拡大防止のため中止。
- 今年度事業及び来年度以降に実施する事業の検討のための会議を随時行っていきます。

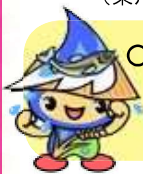
部会事業

健康・福祉・子育て支援部会



部会長 黒島幹夫
（東川口）

これからの川口の
障害、福祉、保育の
地域共生社会を実現すべく
皆様の力を借りて
邁進していきます。



- 「かわぐち体操をみんなでやろう！」
「体ほぐしと姿勢を正す体操をやろう！」
7月10日（土）

- 「おいしい酒のつまみ
作ってみませんか」
10月24日（日）



文化・スポーツ部会



部会長 星野信一
（西川口）

コロナ下で活動が
難しい状況ですが、
各種イベントを計画中です。
みんなで川口を
楽しみましょう！

- 川口三大大橋経由ウォークラリー
5月30日（日）
→中止または延期



- クリスマスコンサート運営補助
12月初旬ごろ



まちづくり部会



部会長 関 達夫
（西川口）

新しく開設した
コミセンの力を使い、
川口地域に役立てるよう
部員一同頑張ります。
よろしくお願いします。

- 川口まるまる交流会（川まる交流会）
10月下旬以降開催

- おまもり安全マップづくり
12月配布を目指します。

注意



広報委員会

- コミセンだよりの発行
6月、9月、12月、3月発行予定
- ホームページによる情報発信
「まるまる川口」に随時掲載していきます。



今までの活動報告の
バックナンバーは

まるまる川口

検索

(設置)

第1条 本市は、地域住民と一体となったまちづくりを推進し、地域に即した自治活動を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として地域委員会を設置する。

(名称及び担当区域)

第2条 地域委員会の名称及びその担当する区域(以下「担当区域」という。)は、次のとおりとする。

名称	担当区域
中之島地域委員会	編入前の中之島町の区域(押切川原町のうち編入前の長岡市の区域に属する区域を含む。)
越路地域委員会	編入前の越路町の区域(西津町の区域に属する区域を除く。)
三島地域委員会	編入前の三島町の区域
山古志地域委員会	編入前の山古志村の区域
小国地域委員会	編入前の小国町の区域
和島地域委員会	編入前の和島村の区域
寺泊地域委員会	編入前の寺泊町の区域
栃尾地域委員会	編入前の栃尾市の区域
与板地域委員会	編入前の与板町の区域
川口地域委員会	編入前の川口町の区域

(所管事務)

第3条 市長は、次に掲げる事項で重要と認めるものについて、中之島地域委員会、越路地域委員会、三島地域委員会、山古志地域委員会、小国地域委員会、和島地域委員会、寺泊地域委員会、栃尾地域委員会、与板地域委員会及び川口地域委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとし、委員会は、これに応じ、審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 担当区域に係る地域振興に関する事項
- (2) 担当区域に係る本市の施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 委員会は、担当区域に係る地域のまちづくりに関する事項について、調査をし、市長に提案をすることができる。

(組織)

第4条 委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で、当該委員会の担当区域に住所を有し、又は担当区域に存する事業所に勤務するものの中から、市長が委嘱する。

- (1) 区長、町内会長その他地域を代表する者
- (2) 地域活動団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募により選任された者

3 市長は、委員の委嘱に当たっては、当該委員会の担当区域の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。